

## 「広島県国民保護計画」に関する県民パブリックコメントの募集結果について

「広島県国民保護計画」に関するパブリックコメントにご協力頂きありがとうございました。  
いただいたご意見の概要と、ご意見に対する県の対応状況については次のとおりです。

意見の概要	対応状況
<p>【国民保護計画の目的について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外交をぬかり無いものとし、戦争を防ぐことが必要である。</li> <li>まず戦争をしないことが先で、そのためには早く北朝鮮と国交を回復しないとイケない。</li> </ul>	<p>国の外交努力により、戦争を防ぐことが第一に重要であるが、このような外交努力にもかかわらず、武力攻撃事態等が発生した場合、国民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にする必要がある。</p> <p>そのため、昨年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」において、都道府県は国民の保護のための措置を実施する責務を有し、国民の保護に関する計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p>県は、この計画の中で、住民の避難、救援等に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項について定め、国、市町及び関係機関と相互に連携協力し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する。</p>
<p>【平素からの備えについて】</p> <p>日頃から地域の自治組織の力を高めておくために、地域行政との連携を強める必要がある。</p> <p>住民への警報や避難の連絡方法、避難場所について事前に住民へ周知してほしい。</p>	<p>国民保護措置を実施するに当たり、関係機関と相互に連携協力することは必要不可欠であり、意見を踏まえ、自主防災組織に対する支援について、広島県国民保護計画（案）第2編第1章第2（関係機関との連携体制の整備）の6（1）に、「自主防災組織の育成・強化のため、市町が行う自主防災組織に係る研修会等を支援する。また、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう市町に働きかける。」と記載した。</p> <p>意見を踏まえ、住民に対する避難施設についての情報提供として、第2編第2章の5（6）に「住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。」と記載した。</p>
<p>【相互の連携について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有事においては、住民がお互いに助け合うという事が不可欠ではないでしょうか。</li> <li>有事における対策の主人公は被災地域の住民である。「関係機関相互の連携」では、被災地域の住民組織を位置づけ対策推進の要とし、地方自治体はその支援をする必要がある。</li> </ul>	<p>武力攻撃等が発生した場合、県は、国、市町及び関係機関と連携し対処していくことになるが、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、被害を防除、軽減するためには、地域住民の協力が不可欠であり、また、自発的意思に基づく住民の共助も重要である。</p> <p>そこで、自主防災組織に対する支援について、第3編第3章の8（1）に、「自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うよう市町に対して働きかける。」と記載し、</p> <p>また、自主防災組織以外のボランティア活動への支援について、第3編第3章の8（2）に、「県、市町などが円滑にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。」と記載し、</p> <p>住民組織が行う活動に対し、市町と連携して必要な支援を行うよう努めることとした。</p>

【警報・避難の伝達について】

警報や避難の情報は、住民へどのような方法で伝えられるのでしょうか。

例えば警報をアナウンスしたとき、音声が反響して聞き取れないことが考えられるので、情報の伝達について、広報の方法について十分検討する必要があります。

避難において、児童、障害者、高齢者の誘導が大きな課題だと思います。また、避難元が自宅、施設、屋外と色々考えられるので、具体的な計画を考えていただきたい。

国から警報や避難措置の通知を受けた県は、市町を通じて住民にその内容を伝達する。（第3編第4章第1及び第2）

市町長による住民への警報の伝達方法については、第3編第4章第1の2（2）に、「原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。」と記載した。

避難の指示の通知及び伝達については、第3編第4章第2の2（6）に、「避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。」と記載した。

警報や避難の指示は、もれなく迅速に住民に伝わるのが重要であり、意見を踏まえ、サイレンの吹鳴以外の伝達の方法として、

第3編第4章第1の1（1）に、「放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送することとされている。」と記載し、

第3編第4章第1の1（2）に、「県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。」と記載し、

第3編第4章第1の2（3）に、「市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。」と記載し、

複数の伝達手段を確保することとした。

意見を踏まえ、第3編第4章第2の4（1）に、「市町長は、避難の指示を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聞きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を作成するものとする。」と記載し、円滑な避難誘導を図ることとした。

また、高齢者等、自ら避難することが困難な住民の避難誘導を円滑に実施するために、避難実施要領作成の際の留意事項として、第3編第4章第2の4（2）に、「高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応」について記載することとした。